

社会福祉法人はなさきむら
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はなさきむらの役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬は支給しない。

- (1) 理事長報酬月は無報酬とする。
- (2) 業務執行理事は月額100,000円とする。
- (3) 顧問は月額50,000円とする。
- (4) その他役員等は無報酬とする。

2 報酬の支給時期及び支給方法については、給与規程に準じて行うものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等には、会議等出席、監事監査又は法人及び施設運営のためにその業務にあたった場合には、費用弁償としてその都度3,000円を支給する。ただし、同日に複数会議等が開催される場合については重複して支給しない。

2 交通費の実費が費用弁償を超える場合は、その実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給することができる。

(その他)

第5条 法人事務局会議及び法人管理者会議が就業時間外に開催された場合には、第3条の規定を準用し、費用弁償を行うことができる。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(附則)

この規則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する

この規則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する

この規則は令和 元 年 6 月 12 日より施行する